

～契約検査課からのお知らせ～

会社として工法協会に加盟しており、技術者として工法協会の講習修了等の資格者証を取得し、かつ日本下水道事業団の下水道管理技術認定試験(管路施設)、又は(公社)日本下水道管路管理業協会 of 下水道管路管理技士(総合技士・主任技士・専門技士の修繕改築のいずれか)の資格認定試験の合格者を当該工事に配置するものとします。

(特記仕様書も参照のこと)

以上